

四日市市告示第98号

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和7年3月19日

四日市市長 森 智 広

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第41号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市における東海道への観光客及び来訪者等（以下「観光客等」という。）の誘致促進及び魅力向上を図るため、市民等が、観光客等に東海道の魅力向上及び本市らしいおもてなしに関する事業、又は、地区空き家等活用計画を定めた地区において<u>第3条第1項第3号</u>に規定する事業を実施するにあたり、その要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、本市における東海道への観光客及び来訪者等（以下「観光客等」という。）の誘致促進及び魅力向上を図るため、市民等が、観光客等に東海道の魅力向上及び本市らしいおもてなしに関する事業、又は、地区空き家等活用計画を定めた地区において<u>第3条第3号</u>に規定する事業を実施するにあたり、その要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和57年四日市市規則第11号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。</p>

改正後

別表（第5条関係） 補助対象経費の範囲

工事請負費	(1) 空き店舗又は空き家を観光客等に開放する休憩場所あるいは <u>第3条第1項第3号</u> に該当する観光サービス施設として活用するためのリフォーム工事	<p>①休憩スペースあるいは<u>第3条第1項第3号</u>に該当する観光サービス施設スペース部分の内装工事（壁、床、天井など）</p> <p>②建物正面の工事（外壁、玄関など）</p> <p>③空調設備工事</p> <p>※上記に関わらず、空き店舗又は空き家のすべてを観光客等に開放する休憩場所、あるいは<u>第3条第1項第3号</u>に該当する観光サービス施設とする場合は、建物の補強、屋根、外壁等の機能を維持させるために行う修繕等の工事も対象とする。</p>
	(2) 休憩場所あるいは <u>第3条第1項第3号</u> に該当する観光サービス施設への誘導看板設置工事	
	(略)	
備品購入	<p>東海道への観光客等が休憩するために、あるいは<u>第3条第1項第3号</u>に該当する観光サービス施設を利用するために必要と認められる備品（リース代及び維持費は除く）</p> <p>※新設するものに限る。</p>	<p>①休憩用椅子、机等その他、利便性向上のための備品</p> <p>②パンフレット棚、地場産品展示什器等その他、情報提供のための備品</p> <p>③その他市長が適当と認めるもの</p>
需用費	(略)	
	(2) <u>第3条第1項第3号</u> に該当する観光サービス施設を利用する観光客等に本市の魅力を発信PRするための啓発物品等の製作	<p>①本市の魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作</p> <p>②記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作</p> <p>③その他市長が適当と認めるもの</p>

改正前

別表（第5条関係） 補助対象経費の範囲

工事請負費	(1) 空き店舗又は空き家を観光客等に開放する休憩場所あるいは第3条第3項に該当する観光サービス施設として活用するためのリフォーム工事	<p>①休憩スペースあるいは第3条第3項に該当する観光サービス施設スペース部分の内装工事（壁、床、天井など）</p> <p>②建物正面の工事（外壁、玄関など）</p> <p>③空調設備工事</p> <p>※上記に関わらず、空き店舗又は空き家のすべてを観光客等に開放する休憩場所、あるいは第3条第3項に該当する観光サービス施設とする場合は、建物の補強、屋根、外壁等の機能を維持させるために行う修繕等の工事も対象とする。</p>
	(2) 休憩場所あるいは第3条第3項に該当する観光サービス施設への誘導看板設置工事	
	(略)	
備品購入	<p>東海道への観光客等が休憩するために、あるいは第3条第3項に該当する観光サービス施設を利用するために必要と認められる備品（リース代及び維持費は除く）</p> <p>※新設するものに限る。</p>	<p>①休憩用椅子、机等その他、利便性向上のための備品</p> <p>②パンフレット棚、地場産品展示什器等その他、情報提供のための備品</p> <p>③その他市長が適当と認めるもの</p>
需用費	(略)	
	(2) 第3条第3項に該当する観光サービス施設を利用する観光客等に本市の魅力を発信PRするための啓発物品等の製作	<p>①本市の魅力を発信するためのパンフレット、チラシの製作</p> <p>②記念グッズ、のぼり等啓発物品の製作</p> <p>③その他市長が適当と認めるもの</p>

第1号様式から第7号様式までを次のように改める。

四日市市長

申請者

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業補助金交付申請書

年度において四日市市観光おもてなし事業を実施したいので、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第7条の規定に基づき下記のとおり申請します。

記

1 補助金交付申請金額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業の内容を記載した書類（企画・設計・仕様等）
- (2) 事業の経費の内訳等を記載した書類
- (3) 第3条第1項第3号に規定する補助対象事業を行うものは、都市計画法に基づく許可を受けていることがわかる書類
- (4) その他市長が必要と認めた書類

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで交付申請のあった 年度四日市市観光おもてなし事業補助金については、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第8条の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

四日市市長

記

1 補助金の額 金 円

2 補助金の交付の条件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) 補助事業の内容、経費の配分その他の事項に変更が生じる場合、速やかに、四日市市観光おもてなし事業計画変更承認申請書を提出すること。
- (4) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業計画変更承認申請書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱第9条第1項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

1 補助金変更申請額 金 円

2 変更の理由

3 変更の内容

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業補助金変更決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度四日市市観光おもてなし事業の計画変更を承認したので、補助金の交付決定を下記のとおり変更します。

年 月 日

四日市市長

記

1 変更決定額 金 円

2 計画変更の内容

3 条 件

- (1) 四日市市補助金等交付規則及び四日市市観光おもてなし事業補助金交付要綱の規定を遵守すること。
- (2) この補助金の交付に係る関係書類は、事業完了後5年間保存しておかなければならない。
- (3) この補助金の交付については、後日、市が監査を行うことがある。

第5号様式（第10条関係）

年 月 日

四日市市長

住 所

名 称

代表者

年度四日市市観光おもてなし事業実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定を受けた 年
度観光おもてなし事業を完了したので、四日市市東海道おもてなし事業補助金交付要綱
第10条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 事業実績及び効果

2 添付書類

(1) 収支決算書

(2) 領収書等、支出の有無、内容等を確認するために必要な書類

(3) その他、補助事業の実施内容を確認するために必要な書類

団 体 名
代表者氏名
住 所
電 話

年度観光おもてなし事業補助金額確定通知書

年 月 日付けで実績報告のあった四日市市観光おもてなし事業推進補助金については、下記のとおり補助金額を確定しましたので、通知します。

年 月 日

四日市市長

記

- 1 事業の名称
- 2 交付決定補助金額 金 円
- 3 交付済補助金額 円
- 4 返還金額 円

以 上

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(シティプロモーション部観光交流課)